

# 民間資金等活用事業推進委員会

## 第4回総合部会

### 議事録

内閣府

民間資金等活用事業推進室

## 民間資金等活用事業推進委員会第4回総合部会議事次第

日 時： 平成 16 年 2 月 24 日（火） 10:00～12:00

場 所： 中央合同庁舎 4 号館共用第 4 特別会議室

### 議 事

( 1 ) 委員・専門委員からの意見発表及び意見交換

( 2 ) その他

### 出席者

#### 【委員・専門委員】

山内部会長、前田部会長代理、碓井委員、高橋委員、  
卯辰専門委員、小幡専門委員、川村専門委員、中村専門委員、光多専門委員  
山下専門委員

#### 【事務局】

浅野間民間資金等活用事業推進室長、松田参事官、嶋田企画官、大塚参事官補佐、  
富井参事官補佐、丹野参事官補佐

山内部会長 ただいまから民間資金等活用事業推進委員会第4回総合部会を開催します。

本日の議題は、委員・専門委員の皆様からの意見発表と自由な意見交換でございます。

本日は、A専門委員、B専門委員、それからC委員の順で、ご意見を発表していただきまして、その後でご出席の皆様で自由に意見交換をするということにさせていただきます。

なお、美原専門委員につきましては、本日はご欠席でございますが、提出資料は「議論の要素として総合部会各位にご提示するもので、必要な場合説明する機会を設けさせていただくとともに、ご議論させていただくことを考えております。」とのご連絡が参っておりますので、このことについてお伝えしたいと思います。

それでは、早速でございますけれども、最初にA専門委員からご発表をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

A専門委員 私は出来合いのものを提出しまして、1月に自民党のPFI調査会が再スタートしましたので、その冒頭でイギリスのPFIがどうなっているのか、それから比べて日本のPFI制度はどういうことを考えなければいけないのかということについて何か話せということでございましたので、実は自民党で話すのは3回目だったのですが、その資料を一応ご紹介するという形にさせていただきたいと思います。これはまともにやりますと大変時間かかりますので、20分ぐらいですか、自民党のときはちょっと時間かかったんですが。

山内部会長 では20分ぐらいでお願いいたします。

A専門委員 では、ちょっと簡単にご説明します。

まず、2つに分かれておりまして、前半がイギリスの現状でございます。後半がそのイギリスの現状から見ます日本のPFIの論点ということでございまして、結論から言いますとイギリスのPFIのスキームが国際標準化しつつある、その中で日本のPFI制度というのはかなりそれからかけ離れつつある、かけ離れてしまっている、何とかしなければいけないというのが結論でございます。

まず、イギリスのPFI制度でございますが、「現状」というところから2ページのところでございますが、そこでいくと2つだけ申し上げたいんですが、1つは全体として公共事業の10%から13%ぐらいの水準だと。パリュウ・フォー・マネーをいろいろ検証している中でこれ以上あり得ないだろうというのがイギリス政府の考え方でございます。それから、現在PFI、PPPあわせまして大体600件になっておりますが、分野別に多いのは、特に労働党政権になりまして学校教育、医療・保健ということでございまして、下の

方でございますが、特に学校教育、医療・保健、この2つで現在では案件の半分以上を占めているということでございます。

次が、イギリス政府の政策でございますが、まずブレア政府の基本政策であります。まず最初に、ブレア政権になりましてPFIについてどう考えるかという議論がありました。実はメジャー政権の末期にPFIというのは一時相当下火になりました。これはやはり手続が煩雑であるということ、それからコストが高い、いろんなコストが高い、印刷コストとかアドバイザーフィーとか、ということもあってかなり下火になりました。ブレア政権はこれをもう一遍立ち直らせてといたしますか、新たな形で構築し直したということでございます。PFI、PPPの更なる推進は重要な政策課題という形で、労働党政権の中でもかなり重要な位置づけになっております。

それから2番目でございますが、政策 実践 検証、この3点セット、三権分立みたいなのですが、この形をきちっとした形でやりながら、推進と検証を常にフィードバックさせているという体制でございます。具体的に言いますと、この政策というのは財務省指導型でございます。実践は地方自治体、各省庁、それからこれを応援しますいろんな機関でございます。それから検証でございますが、これはいろいろございますが、例えばNAO (National Accounting Office)、そういうところが国の省庁とそのほかいろんな形でこの検証をしております。特に最近このNAOが財務省に対して非常に意見を積極的に言っているという傾向がございます。

それから、大蔵省(HMT)はこれまでのPFIの政策実践を総括して新しい政策の展開の段階になっております。これについて次に申し上げますが、具体的にどういうことをやっているかと言いますと、まず国の政策ですが、従来OGCが全面にやっておりました。Office of Government Commerceですね、政府調達庁でやっていたんですが、もう一遍HMTに戻りました。要するにこれはいろんな理由がございます。人事面の問題とかいろいろあるとも言われておりますが、基本的にはやはりPFI、PPPというのはきわめて政治的なものである、後ほど申し上げます雇用も含めて政治的なものである、基本的には政策当局に集約してそこで一元的に推進していくという考え方の中で、大蔵省(HMT)に戻っております。

それから2番目でございますが、投資評価手法の改定でございます。メジャー政権の末期は一時このVFMの計算というのは非常に形骸化しておったわけです。これをイギリス政府が2年かけまして非常にまた再び再構築してきたということでございます。今回そ

うということでGreen Bookを改定しまして、事前・事後評価手法を全面的に見直しをしました。これはちょっと時間の関係で要点だけ申し上げますと、まず従来割引率でございますが、従来、現在価値の割引率は6%だったわけでございますが、これを3.5%に縮小したといいますが、実はなぜ6%だったかという議論を聞きますと、日本のガイドラインみたいなリスクフリーレートとか国際金利という考え方では全くございまして、6%の内訳があったわけです。その中の社会的時間選好率、これだけを残した。残りの2.5%はいろいろございまして、楽観性バイアスの問題とか経済状況に対する見通しとかいろいろございまして、そういうこの6%にはいろんな要因が入っていたんですが、それを分解しまして、社会的時間選好率だけにした。それが3.5%ということでございまして、これがございまして、よく日本で誤解されておりますが、イギリスの国債の金利が下がったから下げたんだということでは全くございまして、それで、ただP S Cの中の計算方法を変えまして、従来計算しておりましたところを外出しにして、例えば楽観的バイアス等を上乘せしたという形で、P S Cの計算方法自体もかなりきめ細かくしております。

もう一つは、実際にV F Mを計算するときのリスクについてかなり細かく分析して、それを数量化して上乘せして計算する。非常にそういう形で今回精緻になっております。実際に地方自治体等でこんな難しいことをちゃんとやれるのかと言ったら、助走期間があったので完全に今は評価していますということで、この4月1日からは完全に新V F Mで計算を新しくやっております。

それから、3番目はちょっと省略させていただきまして、4番目ですが、このV F Mの計算につきましては多段階的ないろんな段階で評価を実施するというをやっているわけでございます。

次のページでございますが、このP S Cの評価についても、これは確かにイギリスと日本とは歴史が違います。イギリスの場合はC C T、いわゆる強制競争入札の経験がございまして、そういう形でP S Cが比較的明確に把握されている。このリスク、先ほど申しましたようにこのリスクにつきましても明確に分類して、しかもそれをそれぞれのリスク項目ごとに数量化して、そういう形でこのP F IもV F Mも厳格に実践するという形になっております。

それから、公的部門アドバイザー認証制度というのをこれからやろうとしてございまして、特にその公的部門のアドバイザーにつきましては、プライス、金額ですね、フィーと質とベンチマークして、それで公表していくという形をこれから考えようかということをやっ

ております。

それから、新しいPFI活用領域の検討、それから次が、地方政府PFI支援のためにいろいろな仕組みがございますが、この中でPRG (Project Review Group)、これが実際には大蔵省 (HMT) の別働隊になっておりまして、地方政府のPFIの案件のいわゆるPFIクレジットの認証的な役割をしております。ここが実際に地方政府がいろいろやってくる時にこの実際にVFMがちゃんとやれるかどうか、どういう効果があるのかということを実前はかなり議論してやっているわけでございますが、このPRGの機能をかなり強化したということでございます。

それから、地方単位でもかなりやっております、地域単位での専門支援組織を設立する、こういう形で支援するということございまして、全面的にこういう形で政府はPFIについてもう一遍再構築をし直したということでございます。

それから、継続的なサービス改善のための努力のところでございますが、ちょっと時間の関係で、この中で契約・規範標準化の更なる推進をやるということございまして、これはいろんなドキュメント、それから契約書の標準化を猛烈な勢いで進めております。いわゆるメジャー政権末期に非常に手続が煩雑だということもあって、この規範それから標準 (standardization)、これを徹底的に今進めております。各省庁がそれぞれの担当別に、またそれぞれの事業スキーム別にドキュメント、契約書を標準化している。我々がずっと聞き回っただけでも50を超えております。後ほど申し上げます4Psだけでも13の標準化した契約書をつくっておりますし、各省庁それぞれつくっておりますので、現在50を超えるこの契約書の標準化が行われております。

それから、次がPPP施策の推進でございますが、PFIということから一番アップグレードしましてPPPという形になっているわけですが、いろんな形でございますが、1つは例えばLIFTという考え方、いろんな手法を今やっているわけです。例えばその中の1つがLIFT (Local Improvement Finance Trust)、これは例えば病院とかでとりあえずやっているわけですが、それから今学校にも広げようとしておりますが、例えば日本でいくと数億円単位の小さなプロジェクトにこれだけの時間とコスト、いろんなフィーをかけるというのは非常にロスが多いということで、なるたけまとめるとのことでございます。例えば、病院とか学校につきましても、小さいやつについては5つとか7つとかまとめて1つのPFI案件として1つの民間事業者にゆだねるという考え方でございまして、これは地方自治体に一応限定しておりますが、かなりポピュラーになりつつございま

す。

それから、そのほかいろいろございますが、例えば にございますが、政府のいわゆる公有財産の中の有効活用ということでございまして Wider Market Initiativeみたいなことをやっております。これは例えば一番わかりやすく言いますと河川敷と考えていただければいいと思いますが、河川敷は公有財産でございますが、そこで民間が使えるものについては暫定利用かもしれませんけれどもそういう形でPPPという中に出していく。ただ、実際公有財産の場合には完全にその土地を民間に任せるというわけにはなかなかまいりませんので、ある程度公共がそこに関与するという形のスキームが必要でございまして、この中で例えばPUKとっておりますがパートナーシップUK、これは大蔵省が過半を出資をいたします、50%出資をしております株式会社でございます。政策の推進機関でございまして、これが50%ぐらい出資をする。残りを競争に付するということで、日本でいきますと競争型第三セクターと言ってもいいかもしれません。こういうことを始めております。これは現在、実は先ほど申しましたイギリスのPFI、PPP案件が今500数十件、600件近くになっておりますが、この中の10%を占めております。

それから、5ページでございまして、これが非常にやはりメジャー政権のときと変わっているということの一つの証左でございまして、公務員雇用問題についてのいろんな対応をしております。従来メジャー政権のときは、ある面ではPFIというのは公務員のクビ切りなりというそういう議論もあったわけでございまして、メジャー政権になりまして基本施策としまして公務員の権利を保護しながら実践するという考え方でございまして、このためにはいろんなことを今やっております、例えばTUPPE、これにつきましてもかなり弾力的な運用をすることになっております。

それから、新しい試みでいろんな試みを今しております。公務員としての地位を保持しながらそれで民間にいろんな形でゆだねていくという形をいろんな形でやっております。ちょっと時間の関係で、自民党で説明したときにこの辺にかなり幾つか具体的にどうだというので説明しろというのでご説明したんですが、いろんな工夫をしております。決して今PFI、したがってイギリスでは公務員の地位をそこで民間に移すという形がストレートに行われているわけではないということでございます。

それから、公共調達手法の進展でございまして、これは長いことずっとOGCということで議論してきたんですが、大体これが国際標準化した。その民間事業者の選定、いわゆる公共調達手法の形ですが、これはいろんな基本原則がございまして、あくまでやはりこ

これは公共調達、PFI、PPPというのはあくまで公共調達であるという大前提がございます。これはよく誤解されておりますが、遊休地の処分ではございません。あくまでも公共調達の一環である。そうしますとやはり国際的な問題がいろいろございます。この中にいろいろ議論されておりましたが、幾つかの原則がございます。まず第1番目には公共と民間との相互理解が必要である。それから公平性・透明性が必要である。それから審査過程でいろんな条件を基本的に決めてしまう。それから最終的に最優先者として選定された後で若干の調整を行う。こういう基本的な原則がございます。この中でさまざまな議論がございましたが、このCompetitive Dialogue手法というのが大体ほぼEUで認められたということでございます。これもちょっと時間の関係でもしあったらご説明しますが、日本で言うております段階審査にかなり近い面もございますが、ここにありますがあくまでCompetitive、それからDialogue、この2つがキーワードでございまして、競争的対話入札という形でございます。

この実践のところ、細かいところは省略させていただきますが、実際にこれを推進するスキーム、機関の充実がありまして、PUK、パートナーシップUKですね、これが大蔵省が50%出資しております株式会社でございまして、これが実際にいろんな自治体、各機関のPFIの支援をしている、場合によれば出資をしているという形になっているわけでございます。

それから4Ps、これは我々はPUKがかなり機能きましたので4Psは存在意義がなくなったのかなと思ったんですが、実は今4Psはかなり機能を拡張しておりまして、事務所も拡張した。私が前に行ったときは、おとしは4人しかいなかったのが今は15人いるということでございまして、地方政府支援のための官民パートナーシッププログラム、アドバイザーの紹介をしたり、先ほど申しましたいろんなドキュメントの標準化をしたりという形でかなりワークしております。

それから資金調達手法、これはもう時間の関係でここだけでも大変ですが、マーケットのやはりこれは金融の蓄積の違いというのは如実にあらわれましたが、こういうところまでやっているのかというぐらい、かなりいろんな金融的な手法が発展しております。

あと、そういうことで、日本が何を考えなければいけないかということについては簡単にご説明しますが、結論からいきますと、まず先ほど申しましたようにイギリスモデルがグローバルスタンダードイゼーション化してきた。これは北欧もドイツも大体このイギリスモデルを採用しつつある。それと日本版のPFIスキームとはかなり乖離が出てきつつ



ある。日本版も何とかこの段階で考えないとますますこの乖離が広がりますよということをしんげました。

それから、じゃその主体的にその形で制度とかスキーム改革をするための体制を整えなければいけない。そういうことについて本格的にもう一遍体制を再構築して考えていかなければいけない。

まず各論でございますが、簡単にご紹介しますが、中央政府の体制整備。先ほど申し上げましたが三権分立といいますか、3ステップを日本でもちゃんとやらなければいけない。政策部門、それから推進部門、チェック部門、こういう形の連携をちゃんとつくっていかないと大変なことになるんじゃないかということをしんげました。

それから、民間事業者、自治体との行政との橋渡し。こういう例えば4 P sとかP U K、こういう形のアドバイス体制を整備していく必要がある。

対象事業につきましても、日本につきましてやはりあくまでP F Iというのは公共サービス事業の効率化、あくまでそういうことでいくとサービスの購入であるという原点に立ち戻る必要があるわけございまして、日本の場合にP F Iとは何かといいますと、ちょっとこれは乱暴な議論かもしれませんが、どういう形でP F Iというのを事業認定しているかという、何か実施方針と特定事業選定を公表すればP F Iになる。事業プロセスによる事業認定という面があるわけございまして、イギリスのように本当に事業内容、それからバリュー・フォー・マネー、そういう事業評価によって事業認定する。その中にP R Gみたいなのが間に立って、徹底的にたたいていくという考え方も必要じゃないかと思ひます。

これについても自民党の中でいろいろ質問が出たんですが、日本のP F Iの恐らく60%以上は恐らくイギリスではP F Iとみなされないでしょうということをしんげたんですが、特にイギリスの場合に施設整備にかなり偏ったP F I、これはいろいろ問題になっておりますが、いろいろずっと何年かにわたってサービスを払っていくわけございまして、その中での施設整備相当分、日本でいきますとP F Iの割賦リース分といってもいいかもしれませんが、これについては公的債務に入れるべきじゃないかという議論が今出ておひまして、これについては財務省とN A Oとで意見が対立してありますが、今現在では具体的にこの500数十件の中で施設整備相当分にかかる国の公的債務がどのくらいかという、これを今膨大な作業をして計算をとりあえずしておひます。日本も恐らくそういうことの議論が出てくるんじゃないかと思ひます。

それから、VFMにつきましては先ほどご説明しましたようにイギリスが今回、昨年の4月から新しいVFMということで再構築しました。日本のVFMについては、これは現在価値換算率、PSCを抜くことも含めて、根本的に考え直していかなければまずいんじゃないかということでございます。

それから、ファイナンス・スキームでございますが、これはイギリスと日本の金融の蓄積の違いでございますが、いろんな形での多様化したファイナンス・スキームをもっと考えていく。もし民間金融機関からのいろんなスキームの提言があればそれについて検討して問題点を解決していくということが必要だと思います。

イギリスで最近非常に議論になりましたのはリファイナンス・コードでございますが、やっとこれについてはほぼ決着がつきそうでございます。日本につきましては、まだリファイナンス自体がまだいろいろ議論のあるところでございますが、このリファイナンスにつきましてはの利益の分配の問題、これについてやっと、これは財務省が最終的には間に立ったようでございますが、リファイナンス・コードのやっと合意に立ちつつあるということでございます。

それから、手続の簡素化でございますが、これにつきましてはイギリスでやっとそういう形でCompetitive Dialogueが国際標準化しつつある。これはあくまでも随意契約でございまして、あくまで公共調達としてCompetitiveなDialogueをやっていながらやっていく。日本で今段階的審査というのが議論されておりますが、これは自民党のところでは申し上げたんですが、この段階審査をやるには審査サイドのレベルアップが必要でございます。もしその条件整備が整えないままにもし段階審査をやりますと、段階分だけコストと時間がかかってしまうという変なことになりかねない。したがってこれについても具体的な基盤を整備していかないとかえってまずいことではないかということをお願いしました。

それから、先ほど申し上げましたドキュメント、それから契約、こういうところについての標準化がこれは日本はきわめて遅れておりますので、そういう形でいろんな事業種目、それからスキームに応じた標準化を図っていく必要がある。様式の標準化を行うことによって、よりバラエティに富んだ柔軟な事業を構築していくことができるんだというのが彼らの考え方でございまして、こういうことについてもこれから進めていかなければいけないと思います。

最後に、制度的課題でございますが、いわゆる日本の特有の財産制度、行政財産、公物

いろいろございます。それから税制についてはイギリスはあまり議論になっておりませんが、日本につきましては税制の問題も多少ございます。こういう日本特有の法制度・税制面の体制整備が必要でございますのと、それから先ほど申しました日本のPFIというのは世界の中でやや特殊な形態になりつつあるというものの一つの証左が実はこの公務員制度でございます。これだけ百数十件PFIがありますが、公務員の雇用制度については全く議論されていない。これこそ、ある面でいきますと日本のPFI制度が国際的な議論から少し離れているということの一つの証左ではないかと言えるのではないかと思います。

とりあえず簡単でございますが、以上で終わらせていただきます。

山内部長 どうもありがとうございました。

続きまして、B専門委員からお願いしたいと思います。

B専門委員 資料は1枚でございます。私のコメントと書きましたけれども、この1枚の裏には前回、日本経団連あるいはJAPIC等からの提言という形で問題提起をさせていただいたものが控えているとご理解いただいた上で、その包括的な感じで民間の立場から少しコメントをさせていただきます。

まず、基本となっている考え方でもう一回きちんと認識しておく必要があると思っていますのは、PFIは民間の活力の導入により、「お買い得」という表現を使わせていただきましたけれども、よりよい、より経済的な公共サービスの提供を実現して行財政の効率化を目指す政策であるという、その基本をやはりもう一度おさらいをする必要があると思います。特にバリュー・フォー・マネー、VFMと言われておりますけれども、これはライフサイクルでのお買い得なものというのが本当の意味であろうと再度認識をしたいと思います。その上で幾つかの問題があると思うのですが、経団連なりJAPICの中にもございましたけれども、そもそもPFIの目的がはっきりしない案件があるとか、あるいはまた、どちらかと言うと民間から細かいところに対するコメントを超えたような大枠の話が幾つかあったと思いますけれども、そのもとになっている考え方というのは、やはりPFIを導入する、PFIとして事業を公共側が発注されるということは、基本的に行財政両面での効果、まさにライフサイクルでのバリュー・フォー・マネーが上がるのが大前提であるということでありまして、当然のことながら財政負担の削減、それもライフサイクルでということですから、単なる初期投資の繰り延べではないんだということ。それから、リスク移転の成果として行財政の簡素化が実現されていなければならないだろう。例えば、運営を中心にしたPFIをもっとやるべきだろうという議論にもかかわ

ってくることですけれども、単なる初期投資を繰り延べするということではなくて、本来そういったものを行財政の簡素化ということも含めてP F Iを考えれば、当然運営に突っ込んだP F Iが主体になってくるはずであろうと思っております。

それから、P F Iとは最初の発言にもありますように、公共サービス分野にマーケット、民間市場の発想を導入することなんだということでもあります。したがって民間が参入意欲を持てる事業スキームでなければ、基本的にP F Iは長続きしていかないだろうということになります。民間を呼び込んでいただく努力というものが行政サイドに必要なだと思いますし、民間が参入意欲の減退をしていくようなことであればP F Iは基本的に定着しないとはっきり申し上げていいのではないかと思います。結果としては、本来の目的である行財政改革の効果というものも上がってこないというところに帰着するのではないかとということでもあります。

そのためには、一番大切なのは公共側によるマーケットの発想の理解ということであろうと思います。イギリスのお話が今A先生からも幾つかございましたけれども、その中に共通して感じられるのは、マーケットに民間がどうやって入ってこれるようにいろんな工夫をしようか、それを効率的にしていこうかということだと思います。当然公共サービス調達という意味での規範はあるわけですが、それを踏まえた上でいかにやりやすいものにしていこうかということは、すなわちマーケットの発想を理解していこうということであろうと今のお話を伺いながら改めて感じた次第です。

さはさりながら、全く考え方の基本が違う公共部門と民間側との立場から言ったときに、簡単に民間のマーケットの発想を公共の方々にご理解いただくというのなかなか難しいであろう。そういうためにも民間ビジネスに精通したアドバイザーという方々の存在が非常に大切であろうし、そういう方々を育成したりということも含めて、この民間市場の発想をきちんとP F Iの中に持ち込むんだということであろうと思っております。

こういった共通の大枠の認識のもとで先日ご説明がありましたような個々の課題があるわけですが、そういったことのサマリーとして申し上げておきたいのは、P F Iを推進していこうということに対する課題というのは、実はいわゆるビジネスイシュー、実務的な課題が中心だと思います。そもそも論から始まっているような問題がございますけれども、推進委員会、あるいはこの総合部会で何を具体的につぶしていくかということになれば、やはり基本的にはこういったビジネス上の課題をつぶしていかないと、先ほど申しましたように民間がきちっと参入意欲を持ってちゃんとしたP F Iが行われるという形に

なっていないという意味で、大分大量の紙数を費やしてはありましたけれども、先日のいろいろな問題提起というものをぜひご理解いただきたいと感じているわけです。

特に、先日の配付資料の中でJAPICが実態調査報告ということで黄色い冊子をお配りしてありましたけれども、たしかに民間による作業ですので物足りないところもありますし、資料が集め切れていないというところが随分ございますけれども、これは、私は少なくとも現在入手可能な唯一の生の課題理解のための資料と感じております。いろいろなことが書いてございますけれども、民間として提言という形ではなく、さらに生の形でいろんな問題点について示唆するところはたくさんあると感じておりますので、ぜひお目通しをいただきたいと思っている次第です。

1つ感じておりますのは、民間団体のボランティアということで若手を中心に作業をしてもらったわけですが、本当にそういう形でいいのかなと思います。本来でしたら委員会等も含めた公的なところで、公的な形でされるとどこまで生の声が出るかという裏腹な問題もあるのかもしれませんが、もう少しあいつた本当の実態調査も進める必要があるのではないか、違う形で進めていく必要があるのではないかと感じております。

それから、最初に申しましたようにPFIの推進の課題というのは基本的に実務的課題が中心なわけですが、やはり細かいところに入ってまいりますと、どうしても既存のいろいろな法制度等々の枠では、はみ出してしまうものがたくさん出てくるわけでありまして、幸いというか非常に先見の明があったということかもしれませんが、PFI推進法の17条には規制緩和を積極的に進めるんだという文言がきちんと載っております。やはりこれを積極的に使っていくという姿勢がなければ具体的な課題の解決はできないのではないかと、ということで、これまでいろいろな追加的な措置とかいろいろな解釈が出てきておりますが、基本的に既存の法制度の枠内と感じておりますけれども、どういうふうはこの枠を変えていくか、規制緩和する方法はたくさんあると思います。法の改正というのものもあるでしょうし、あるいは政令等の立場ということもありますが、少なくとも単なる解釈での合意という形ではなく、きちんとした形で制度の中にいろいろな規制の緩和をPFIに絡む規制の緩和を織り込んでいくということが必要であるのではないかと。もちろん親方としてはPFI推進法でさらにその辺を大きく網をかけるという点もあるのかもしれませんが、やり方はいかにしろ、やはりPFIという新しい政策をきちんと進めていくためには、この辺の規制緩和はどうしても必要であろうと強く感じております。

それから、これまで過去4年半にわたって、いろんな課題を民間団体としては幾つも何

回もわけて提示をしてきたわけですから。そういう意味で、不完全であるかもしれませんが、民間側には団体等による包括的な課題認識を提示する手段というのがあるわけですが、残念ながら公共側にはそういった包括的な仕組みがないと思います。民間としては案件ベースで、公共の理解、あるいは無理解と書かせていただきましたけれども、その程度を知りながらやりとりをしながら問題をさらに認識をしていくというのが実態でありまして、やはり課題は総括して解決していく仕組みというものがなくてはいけないと思ひまして、本来であればこのPFI推進委員会、あるいは内閣府の役割というのが、これも提言等にも何回も出てきておりますが、やはり推進委員会等の役割というのをもっと強化してほしいという思いも、こういったせっかく提示してきた課題をいかに具体的に解決していただけるのかという期待というか思い、苛立ちにもなっているかもしれませんが、そういったものの現れだにご理解いただきたいと思ひます。

個別の課題については特に申し上げませんでしたけれども、やはり具体的な非常に細部にわたっている詳細な問題提起もたくさんあったかと思ひますが、むしろ下から積み上げられていくそういった課題が解決されていかないと、PFIの推進という意味では具体的な効果というのは上がっていかないのだろうなということが、私としてはつくづく感じているポイントでございます。以上でございます。

山内部長 どうもありがとうございました。

それでは、続きましてC委員からご報告、ご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

C委員 それでは、私の思っていることを報告させていただきます。

私は専門が財政法、それにもう少し広い行政法も含んでおりますが、そういう専門の関係から視点をそこに絞らせていただきたいと思います。

我が国の財政会計に関する法制度というのは比較的硬直的な性格を持たされておりました、国の場合には各省庁が、それから地方公共団体との関係では各々の地方公共団体が何をやるか分からないからきちんと法令によって固めておくという姿勢であったと思ひます。ただ、そういう硬い制度をPFIにそのまま適用すると支障が出てくるということは既にこれまでのさまざまな問題点として指摘されてきたところであります。この現状を見ますと私はつぎはぎの対処がなされているのではないかという感じが非常に強いわけがあります。しかも、法制度として見た場合に二重の規制がかかっているわけですね。1つは国有財産法とそれから地方自治法の公有財産に関する部分に載っている財産管理法の系列

の規制がある。もう1つは公物管理法、それプラス地方公共団体の場合には公の施設を加えてもいいと思うんですが、そういう公物管理法系列の規制があるということでありまして、その二重があるものですから、一方のところでは解決済みだと思いついていても、実は他方の系列の規制を必ずしもクリアできていないということもあるという気がするわけがあります。

そこで、どうしても弾力化していく必要があると私は思いますけれども、その場合にそういう財産管理法、例えば財産管理法領域で言えば一般制度を弾力化するということを目指す方式ももちろん考えられるわけでありまして、例えば入札契約制度のようなものでありますと、会計法予決令の全体を見直すという方向ももちろんあり得るわけでありまして、もう1つは、全体をいじるとなると大変な議論百出でうまくまとまらないから、PFIに絞った弾力化を目指す、こういう方向があるわけでありまして、PFI推進法にも一部このPFIに絞った弾力化が盛り込まれているわけです。恐らく結論としてはこの両方を使い分ける必要があるだろうと思います。いずれにしても、私は先ほどB委員もご指摘になられましたように現行法制度の枠内という姿勢では確かにうまくいかないだろうと思います。

そこで、PFIを推進しようという議論が一般制度を弾力化する引き金になることも当然あり得るわけでありまして、F委員も裏方で多分加わられたであります公の施設の指定管理者制度の制度化にも多少は影響したかもしれないと思います。しかしながら、恐らくそのようにしてできた制度がPFIの推進にとって必ずしも十分かということそうではない面もあるように思われます。そこに私の書いたことが理解として正しいかどうかわかりませんが、SPCといういわばペーパーカンパニーは地方自治法が想定しているような指定管理者の実態を備えていると言えるのかということ、これは表面的に見る限りかなり問題のように思いついて、むしろ地方自治法レベルの延長ということで考えるならばSPC自体ではなくてそれぞれの管理部門を担当する事業者ということになってくるのではないかと感じるわけでありまして、この点は後のフリートキングのところでご教授をいただきたいと思いついてます。

そこで、私の考え方ですが、行政財産、普通財産という峻別制度というのは本来見直すべきであるというのが私の持論でありまして、現在、先ほどつぎはぎと申しましたけれどもPFIに限らず、次第に何といいますが、その都度必要に応じて行政財産についての制約を外すという方向をとってきているわけでありまして、行政財産、普通財産という区別

はなくして、国の場合について言えば各省庁、それから地方公共団体について言えばおのおの地方公共団体の賢明な判断にゆだねるという方向がむしろ望ましいのではないかと考えています。

次に、地方公共団体の場合には先ほどの指定管理者制度によってかなり表面的には弾力化が図られたように見えるわけですが、国有の行政財産の場合については、常識的な解釈によりますと包括委任的管理委託というのはいけないとされているわけでありまして。ところが普通財産については国有財産特別措置法という法律によって明示的に許容されているわけでありまして。そこでPFI法の7条2項というのが問題になりますが、これもどうやら例えば行政財産の目的外使用の許可権限まで選定事業者にゆだねるものではない。それは本来の行政財産の管理権者に留保されているんだと、ずっと留保され続けるのだと、こう説明されているのでありますが、PFI事業を円滑に推進するには、その目的その部分の使用目的を限定してその活用の具体化、つまりどういう人に使用を認めるかというような判断はむしろ事業者にゆだねることが望ましい場合があるように思えるわけでありまして。

このことは公の施設の指定管理者の場合についても同様に問題になることでありまして、国の場合からはるかに包括的な権限を行使するはずであります。恐らく行政財産の目的外使用の許可は含まないとされているのだらうと思います。いずれにしても効率性の確保の観点から検討されるべきではないかと思えます。

それから、契約制度につきましては、私は今までいろいろなところで言われていることを実現すべきであると思えます。例えば、公募してプロポーザルを求める方式、あるいは今まで議論されてきました多段階の入札、あるいは交渉方式ですね、これはもちろんCompetitive negotiation、あるいは先ほどA専門委員から出されたのでいくとCompetitive Dialogueですか、そういったものをきちんと手当する必要があると思えます。それをもちろんだというレベルでやるかということについては、現行法制の枠内という考え方もあり得るわけでありまして、既に行われている関係省庁の申合せというやり方もあり得るわけですが、私はやはり恐る恐るやるというのではなくて堂々とやるというためには、法制度的な手当が必要であると思っています。

簡単でございますが、以上とさせていただきます。

山内部会長 どうもありがとうございました。

以上、3名の方々からご説明をいただきまして、いろいろな課題等についてのご指摘があったわけでございますが、そこでこういったご説明を踏まえまして、皆様で課題につい



てのご意見、あるいは他の課題についてのご提案、ご意見ということでも結構でございますので、残りの時間につきましてはこれを有効に使ってフリーディスカッションをしたいと考えております。

A 専門委員、何か。

A 専門委員 神奈川県は代理の方が来ておられるのでご説明いただいたらいかがでしょうか。代理では無理ですか。コメントでも、ちょっとこのテーブルに座っている人以外は発言は難しいんでしょうかね。自治体の方のご意見という形でいくと。

山内部長 それでは、せっかくお越しいただいたようだし資料も提出いただいておりますので、ご報告をもし可能であればお願いしたいと思いますが、神奈川県の方いかがでございますでしょうか。

神奈川県 それでは、中身の紹介という意味で報告させていただきます。神奈川県といたしましては、これまで5件のPFI事業を実施し、その過程の中で生じた問題等についてその取り組みをしている上で、今まで平成12年度から継続しまして国に対して制度要望という形をしてございます。その制度要望の事項につきましては、民間事業者の意見にも出てまいりましたけれども、選定方式の問題、次にPFI事業者に対する税制上の問題、次にPFI事業に対する国庫補助制度の問題、そして国有資産等所在市町村交付金の問題、PFI事業者に対する規制緩和の問題につきまして今まで改善要望をしておるところでございます。

それに加えて、自治体として実際にPFI事業を推進していく上では、ここに3つほど挙げておりますけれども、課題があると考えまして、今回意見を出ささせていただいております。その内容でございますけれども、まず事業方式の選択の問題でございます。この問題はPFI事業として組み立てていく上で、どうしてもいろいろな制約から、現在はBTOの方がバリュー・フォー・マネーの計算上も有利になる。そこで、BTOの方式による事業スキームを組み上げるということが多くなってしまふ。しかし、本県としてはPFI事業の推進に当たっては、すべて施設の所有までを民間にゆだねるという考え方から、BOTの方式を取ることが望ましいのではないかという考え方を持ってございます。そのために制度面の改正をぜひとも考えていただきたい。この点につきまして、この委員会の中で議論していただきまして、制度の改善等に向けて生かしていただければということで、まず事業方式の選択の問題を挙げてございます。

次に、地域経済の対応でございます。これは少しどろどろした話になるかもしれませんが

が、私ども都道府県、これは政令指定都市も同様でございますけれども、実施するPFI事業の事業費の関係、現段階の22億強という基準から考えていきますと、すべてWTOの対象になってくる。これを念頭に置いて事業者選定等に取り組みなければならないということがございます。しかし、一方で自治体として実施いたしますPFI事業、これは当然公共事業という位置づけになりますので、事業を確実に実施するという考え方は当然必要でございますけれども、当該事業を実施することにより地域経済への波及という点も期待される。また、公共の立場といたしまして、地域企業の育成というのも一つの行政課題として持っているということがございます。そのために、神奈川県といたしましては、事業実施の確実性を確保するという趣旨で、PFI事業者が事業において活用する協力企業、これは実際に事業を実施する企業という形になりますけれども、こういった企業を使って事業を実施するのですかということ、公募の段階、また事業者の選定後、そして工事等の事業着手直前で把握するという対応を取ってございます。

その際でございますけれども、先ほどの公共事業としての地域経済への貢献の問題、地域企業の育成の問題という観点から、WTO政府調達協定に対しましては配慮しつつも、地元企業の活用という点を、これはあくまでもお願いという形で実施してございまして、過日3件の事業、案件について調べましたところ、一定の成果が上がっているという状況にある。しかしまた、それだけでは足りないという面も言われるところがございます、当然地域経済の波及効果というのは常に必要な課題であるということで、今後の事業に対しまして事業者の選定基準の中で地域経済への貢献といった項目を設けまして、定量化審査の対象としていこうと考えております。

実際に、この地域経済への貢献等の表現を持った選定基準の関係は実際にも他の市町村等でも実施されておりますけれども、こういったことはどうしても地方自治体の場合には必要となってくるという点を踏まえまして、この会議の場の中でご議論いただいて、方向等を示していただければということで地域経済への対応という問題を課題として挙げさせていただきます。

3点目といたしましては、応募グループ企業内の指名停止措置への対応の問題でございます。第2回の総合部会におきまして、東京都より事業者選定後、事業契約締結までの間、応募グループの企業が指名停止の措置を受けた場合であっても、SPCとの契約であるので、その指名停止措置の扱いをSPCに及ぼさないということをガイドライン等に明記してほしいという要望がございました。この点に関しまして、本県の事業におきましては、

P F I 事業の応募グループに対して契約の議決までの間は指名停止等の措置があった場合には契約いたしませんということにさせていただきます。この扱いにつきましては、通常の競争入札といいますか、請負契約等、議会案件との関係においても同様の扱いをしております。そのため、この扱いの均衡を図るということもさせていただきますし、また P F I 事業ということで公共事業を民間事業者が長期間にわたって実施する、そのために県民に対する説明、議会の承認という問題が要求されているわけですが、その点を踏まえ、事業者に対しても高い企業倫理を求めていく、その辺が必要であるというふうに考えられます。そのため、この応募グループ内企業の指名停止措置の扱いに関して、ガイドライン等によりまして一律的に決めるような事項ではないのではないか、各地方自治体にゆだねられるべきであるという点を主張させていただきたいと思ひまして、課題として入れてさせていただきます。

そして、本日提出いたしました資料の中では、別紙として、それ以下に本県として今まで P F I 事業を進めてきた中で、制度的な改善が必要であるということで国に要望している点、それを説明したものとして挙げてさせていただきます。内容的には、詳細は別紙の以下に 1 ~ 5 番までその理由等を挙げてさせていただきますけれども、その項目だけ説明させていただきますと、民間事業者の選定方式といたしましては、P F I 事業においても民間事業者の選定に総合評価一般競争入札に加えて公募型プロポーザル方式の適用を可能にしてほしい。2 点目といたしまして、税制の問題でございますけれども、P F I 事業者に対する法人税、固定資産税、不動産取得税等について課税の特例を創設してほしい。法人税の関係についてですけれども、利益に対して課税するなということではございません。中身につきましては、この理由等を後ほどお目を通していただければと思います。

3 点目としての国庫補助制度の問題。P F I の仕組みに応じた支援措置の具体化をお願いしたい。

4 点目といたしまして、国有資産等所在市町村交付金。P F I 事業者が使用する固定資産に対する国有資産等所在市町村交付金及び納付金という形で定められておりますけれども、この法律の適用除外措置を明記してほしい。実際 P F I 事業ということで公共事業を民間事業者が契約により実施するということであれば、公共が直接実施するのと同様であるとすれば適用除外して構わない、除外した方がよろしいのではないかという趣旨で入れてさせていただきます。

5 点目といたしまして、P F I 事業者に対する規制の緩和。これはいろいろと出ており

ますけれども、要するに地方自治体が発行する場合と同様に許認可等の扱いをしていただければという趣旨でございます。

簡単でございますけれども、以上でございます。

山内部長 どうもありがとうございました。

それでは、以上のご説明を踏まえまして、先ほども申し上げましたけれども課題等につきまして皆さんで議論したいと思います。どなた様でも結構でございますので、発言をお願いしたいと思います。いかがでございますでしょうか。

どうぞ、D専門委員。

D専門委員 A専門委員に3点ほどお聞きしたいのですが、まず非常にプリミティブなところからお聞きしたいのですが、イギリスの今のPFI、PPPの問題点として、取引費用の問題、あるいは事業性評価の問題が、PFIの今後の推進等に当たって重要と理解いたしました。そこでイギリスにおいて法制度上の問題ですとか、あるいは特に税制等を含めた規制の問題等がネックとなってPFIが滞った事実があるのか、あるいはそれがクリア、解決されているのかということをもまず教えていただきたいと思っております。

といいますのは、この推進委員会において短期的な法制度改正も含めた形でどこの部分を重点的に議論するのがいいのかということについての問題の整理にもなるかと思っております。

その意味で、2点目といたしまして、事業性評価の問題としてバリュー・フォー・マネー等においてリスクの数量化、定量化というのでしょうか、こういうものを相当詰めた議論をされている。これは言ってみれば、若干中期的、あるいはもう少し非常に腰の据わった議論をする必要があると思うのですが、どのような形の議論が行われて、そしてかなり明確なものが出てきているとお聞きしたのですが、その辺のところをお聞きできればと思います。

とりわけ、事業リスク評価といったときに、例えばその中には財務リスク、制度的なリスク、あるいは災害的なリスクですとか、そういう多様なものがあると思うのですが、それがどの程度まで捕捉されているのかお聞きできればということです。

それから、3点目といたしまして、6ページの中央政府の体制整備の中で聞き漏らした部分かもしれないのですが、チェック組織という機能について、これは例えばどういうものを想定しているのか、あるいは同じく4ページの中で公的アドバイザーですが、そういう制度が出ていたと思うのですが、この辺の関係について教えていただければと思

います。

A 専門委員 全部ご説明していますと大変時間がかかりますので、要点だけご説明します。

まず第1点ですが、規制税制ですが、税制についてはあまり議論になっておりません。税率を引いたら低いということもあるし、全体で再フレッシュだという形もありますから、それほど議論ございません。

規制の問題ですが、まず第1点目、先ほどC先生が言っておられました公物、行政財産、こういう考え方はございませんので、全く議論になっておりません。ドイツでこの日本と同じような行政財産、公物という考え方がございまして、彼らとは非常に大変だなということで意見一致して握手したんですが、彼らはそういうことに対しては施設利用権という、いわゆるBOT方式ですね、という形でそこに対して新しい仕組みで考えようとしております。実際には高速道路民間資金法というのをつくって、そういう形で民間がつくって公共に直ちに寄付をして、日本でいくと施設料金付き寄付というやつですね、あれと同じような形でやったりしておりますが、そういう点でいきますと、公物等についてはございません。

それから、多分イギリスと日本の財産制度について根本的なところが違うんじゃないか。どうもイギリスでBOTが基本だというんですけれども日本のBOTと多分違うんじゃないか。いわゆるOWNという概念がないんですね、イギリスでは。日本の場合のBOTというのはBOOTを通称略してBOTと言っておりますが、施設の所有の関係で、所有という概念がございませんので、あくまでイギリスの場合には施設を利用する権利を民間の事業者が持つという形でございますので、どうも先ほどのような例えば日本であるような税制とか行政財産とか施設の所有にかかわるもの、この辺についての議論は随分違うわけですね。そうすると土地と上下一体の所有の原則とございますし、土地は少なくとも女王陛下に属しますから、それですと日本のBOTがイギリスで基本だといっても日本のBOTとはちょっと違います。

それから、今おっしゃったいろんな法制度の改定でいきますと、基本的にはアングロサクソンのこれは制度でございますから、まずございません。ただ1つだけありましたのは実際に地方自治体にPFIがだんだん広がってきて、ほんとに地方自治体が民間事業者から契約を結んで彼らがほんとに払えるのかというのがだんだん出てきまして、ファイナンスの方からなんです、実際にいろいろちょっと日本と同じで基本的には地方自治体の債

務というのは国が最終的には面倒見ますよという形では一応暗黙の了解があったんですが、これについては明確にしようということで、イギリスでPFIに関して新しくそこは立法化しました。地方自治体の債務に関する国の負担についての法律という形で明らかにしております。

それから、2番目の評価ですが、バリュー・フォー・マネーのところ、これはちょっとかなり技術的になりますのでちょっとあれですが、特に今まで6%ということで割り戻していたわけですね。6%というのが楽観的バイアスとか時間選好論とか、例えば経済に対する楽観的見方とか、いろんなものが入って足されて6%になったわけですね。その楽観的バイアスを抜いちゃったと。時間選好だけにしたので、そうすると楽観的バイアスをPSCに上乘せしなければいけない。その楽観的バイアスはどういうものがどのくらいあるかというのは、これはGreen Bookに詳しく書いてあります。その後でまたバリュー・フォー・マネーを検証するときにリスクでどういうのがあるか、それはどのくらいかというのもこれもGreen Bookに書いてありますので、ちょっと詳しくは省略させていただきます。

それから、中央政府のチェック組織ですが、これは実は最初PFIができたときにはむしろあまりNAOは動いていなかったんですが、労働党政権になりまして実際にこういう形で非常に多様化してきたときに、NAOがチェックシステムという形で非常に動いております。それで、イギリスの場合、アングロサクソン特有なというか、チェックということに対しては多層的にやる。常にやる。評価とチェックは多層的にやるというのが大原則でございます、先ほど3ページ目にありましたようにいろんなところでいろんなところに対してチェックをしております。ただ、国の省庁についてはNAOというのが代表的であります。

まず、先ほど言いました実際にバリュー・フォー・マネーをちゃんとやっているかどうかということについてはPRGがちゃんとしたチェックをしております、特にこの段階でいくとOutline Business Caseですね、OBCの段階からPRGがかなり詳しくやっております。最後のフルビジネスケースのときでも思いっきりやっている。したがって、段階的にそういう形でPRGがかなりやって、そのやることは実はPFIクレジットにもつながるという面もあるわけですね。

それから、実際の事業で今非常に大きな役割を果たしているのはNAOです。これはまずそもそも先ほど言いましたVFMの新しいスキーム自体がいいかどうか、これもNAOがチェックしております。それからもう一つは、個々の事業が実際にやります後でちゃん

とVFMが出ているかどうか。これは膨大な作業をしてNAOがチェックしております。したがって、今NAOの役割が非常に大きくなっています。実際に国会等で呼ばれておりますのは、NAOがかなり呼ばれて、しかも日本も大変権威がありますが、イギリスのNAOというのは非常にその点でいくと位置が高いということで、NAOの存在は非常に高くなっています。

それで、先ほど申しました例えば施設整備相当分についての公的債務であるかどうかということについては、財務省はPFIというのはサービスの購入であると。サービスの購入は毎年毎年幾ら購入するかを決めればいいので、これは後年度負担ではないという、後年度負担をするとEUとの関係で入れなければいかんものですから、これは基本的にはそういう考え方ではないという主張ですが、NAOはこれは財政の規律の観点から入れるべきだという形で、例えばこういうことであられるように、非常に政策当局とチェックのところが非常に実に議論しながらやっているということでもあります。

すいません、ちょっととりあえず簡単でございますが。

山内部会長 よろしゅうございますか。そのほかいかがでございますでしょうか。

E 専門委員。

E 専門委員 今回のチェックのご質問とちょっと関連するんですけども、事後評価をされているということですが、PFI事業は期間が長いですね。事業期間が終わってから事後評価やるのですか。例えば15年だったら、15年経ってからやるのでちょっと遅過ぎるような気もするのですけれども。

A 専門委員 毎年やっております。毎年やって、例えばできた段階でどのくらいやっている。それから実際に施設ができたときに実際はどうなっているかと。そういう形で全部これは公表されております。NAOのホームページに全部公表されております。ホームページではない、とにかく公表されております。この段階ではどのくらいになっていると。実際結論は、バリュー・フォー・マネーは当初の見通しに比べると一応の評価をしている。日本の場合、ちょっとバリュー・フォー・マネー、実際にVFMの計算自体がいろいろ問題あるのでありますが、その後の検証が全くされていないんですね。これはやっぱりイギリスではそこはチェックのシステムと一緒に働いております。

E 専門委員 PFIは誤解等がある、目指す政策という話がありましたけれども、単にVFMが出るということだけではなくて質的な行政サービスの向上みたいなものもあるわけですね。そういうのは会計検査院でできる仕事でもないとは思いますが、どこか

でチェックしているのでしょうか。

A 専門委員 これは具体的なそのところはちょっともう少しまた聞いてみますが、こども実は大蔵省とNAOとで対立がございます。大蔵省はサービスの水準を一定にして財政支出の仕組みがわかればいいんだという形が哲学なんですね。NAOはそれだけじゃないんじゃないかと。財政当局はそう言うかもしれないけれども、いわゆる支出が一定で、同じ支出であれば質の向上というものも評価としてすべきじゃないかという考え方がある。それに対して、そういうことをやると今度は財政当局とすればPFIの根本的なあり方と違うんじゃないかという形でその議論があるわけですね。ですから、確かにおっしゃるように質的にどうするかというのはちょっと私も詳しく知りません。住民満足度はどうだとか実際にはどうだというのはわかりませんが、質的な面はかなりむしろNAOはそこに対して重点的に考えて、HMTは比較的そこについてはとにかくお金が支出が減ればいいんだというのが重点だという違いがあるわけです。

E 専門委員 NAOは、質的な評価もしたいというスタンスなのですか。

A 専門委員 スタンスです。むしろそちらの方に足場が強いというふうに、特にHMTとの相対的な関係も含めて、そっちの方がむしろ何のためにやっているんだというような話がベースがあるわけですね。

E 専門委員 ありがとうございます。

山内部会長 ほかにいかがでございましょう。

D 専門委員 先ほど、チェック機能のところ、若干言い足りなかった部分ですが、多層的なチェックが非常に重要とおっしゃっているのですけれども、その中で政府部門といいますが、NAOなどの評価とともに、4ページの公的アドバイザリー認証制度ですか、これについても今後の実施ということですが、この辺はどういう位置づけになるのでしょうか。

A 専門委員 これは、これからここにありますように、これからやりますよということですが、やはりこういう形でCompetitive Dialogueとか、そういう形でやっていくときにやっぱり公的部門のレベルアップが必要だと。そこについてやはり一定の形の評価をして、場合によれば登録制度まで考えているかどうかというのはわかりませんが、やはり実際の例えばアドバイスフィーとか、実際のアドバイスのレベルというのがかなりまちまちであるというのが事実あるんですね。実は、この中の背景の1つはPFIが地方にだんだん発展していきまして、地方のPFIについてのアドバイスをどうするかというのがやっぱり



あるわけですね。ですから、例えばそういう点でいくと地方のアドバイザーが中央の公的  
なところである程度評価を受けたところとタイアップしていくとかという形で、それがだ  
んだん地方にまた広がっていくんだらうという形を含めて、全体として公的部門のレベル  
を上げていかないとCompetitive Dialogueにならないだらうという考えが1つございます。

それから、チェックの多層化については、これはちょっと言葉足らずだったんですが、  
想像以上ですね。例えば一番最初に自治体が、例えばOutline Business Caseでいきますと、  
その中でものすごくチェックして、例えばバリュー・フォー・マネーが出ているかどうか  
ということも含めて、実際にこれをやるにもう少しほかの財産を売ったらどうか、ち  
よっとコストが高過ぎるよとか、実際にそういうところまで全部いろんな議論がPRGで  
やられているわけですね。そういう形でいろんな条件をつけていながら、最終的にはP  
F Iクレジットに持っていくという形ですから、このチェックアンドバランスの仕組みと  
いうのは非常に多層的で、ちょっとそのまま日本にはなかなか難しいかもしれません。

山内部会長 どうぞ、F 専門委員。

F 専門委員 C 先生のご意見についてでございますけれども、私も、解釈あるいは運用  
で何とか今までやろうとしてきたことについては、不明瞭なことは確かで、何とかもう少  
し法的に明確にすべきではないかというご指摘には大賛成でございます、私も常々そう  
思っておりました。

例えば、行政財産と普通財産の議論は当然でございますけれども、公の施設あるいは行政  
財産ではなく、あえて普通財産という形にして運用しようとしてみたりとか、現場は大変  
ご苦労なわけですが、いろいろな工夫をして今までどうにかやってきたという実態  
があるわけですね。ですから、それを明確にするというポジションは非常に大事だと思  
うのですが、逆に、例えば、目的外使用の許可について、あるいは公の施設について  
も今後どうなるというのはこれからの話で、法改正まで、つまり明確化するまでの時間  
がある程度かかるときに、それを明確にできないと言ってしまうと、運用でやろうとい  
うことが難しくなってしまう。そこら辺がなかなか難しいところで、正論から言うと  
だめかもしれないけれども、何とかやる余地を今まで残してきたのです。それを直ちに  
ここで一切できないという言い方をすると、かえって現場が困るのではないかという  
感じがちょっとしています。

昨年、公の施設と公物管理に関する研究の途中で指定管理者の制度ができたわけ  
ですが、それは一応ある意味では一つ踏み込んだ改正だったのですが、あくまでPFIと  
公の施設

との関係、プロパーの話ではない改正だったので、PFIのときにどうするかというのは今後の検討課題だという頭出しが確か報告書にもあったと思うんですね。あれは一般的な規制緩和の公の施設の改正だったので、これをPFIに当てはめたときに、目的外使用の許可も実はできるようになるのではないかとか、PFIの方で少し運用を考えていくというのが、とりあえずは今課題に直面している自治体さんにとっては非常に大事ではないか。法的にももちろんやらなければいけないことはあるのですけれども、まずとりあえず急いで何とか広げられるような運用を考えてあげるということも必要かなと思いました。

C委員 Fさんのおっしゃるとおりに思います。例えば、関係省庁連絡会議幹事会の申合せなども不十分だと言い切ると、PFI推進室の方々のご苦勞を消してしまうことになりますから、そういうつもりではありません。ですから、これもある意味で、戦略的には非常に難しいところだと思っています。

G委員 C先生やF先生がおっしゃったこととオーバーラップするんですけども、実務的に何かやろうとしたときに、どうしても私の場合、地方自治体を相手にしていますので、訴訟にならなければいいやという甘さはあるんですけども、新しいものをどんどん取り入れていきましょうということでやっております。昨年3月20日の申し合わせの中で段階的な審査もやりましょうということですが、それをもう少し先ほどA先生がおっしゃったようなCompetitive Dialogueに近い形でやってみようとする、どうしても地方自治法の枠ではできなくなってくると思っているんです。そういうことを実務家として経験しておいて、私が一番欲しいという関係から言うならば、BさんがおっしゃっておられたJAPICの去年の9月の報告書は、非常に意味のある文書だと思っているんです。あれで出てきた問題についてJAPICさんが出されても、それを受けとめてどうこなしていくのかという行政サイドの受けるところがない。同じように地方自治体側で言うと、ふるさと財団が相当詳細な調査を自治体向けで、アンケートをとっているんですけども、それをどう明確化するのか、そこから先の立法化に結びつけていくのか、その手続きが全然できあがっていない。だから、実務家として問題にぶち当たったときに、地方自治体としてはこうやりたいなと思っても、照会を差し上げるだけで、それは横に向かって広がりが全然ない。民間の方が思っておられる問題意識についてもなかなか広がりが出てこない。それを推進室で受けて何か仕切れるものなのか、手続というか仕組み自体が少し欠けておるような気がしてならないんです。問題点の指摘というのは、当たってみると大体全部出ている。大体皆さん同じようなことをおっしゃっておられて、何がおかしいのか何が問題

なの分かっているんだけど、どういう手続で解決させればいいのかがよく分からない。その仕組みの部分だけPFI法の中で推進委員会は設置するとありますけれども、現実問題として、例えばガイドラインを制定するにしても、積み上げのレベルが非常に薄いのでガイドラインでどこまで書けるのかがよく分からない。その動きが、感度が鈍いといったらいいのかシステムが不十分な気がしてならないんです。ですから、何か提言があったときにそれを実現できるような仕組みを持つことができれば相当いいと思います。特に民間事業者の方がおっしゃっておられるいろいろ提言はするんだけど解決の方向に向かって進んでいるのかよくわからない。一部自治体から言うならば、例えば神奈川県さんはいろんな形で積極的に発信しておられるけれども、経験のある地方自治体の方からどういうところでほんとに苦労したという発言はなかなか出てこない。その情報のやりとりについて何かの仕組みができればいいなという感想を持っております。

以上です。

山内部会長 どうぞ、H委員。

H委員 今までもいろんなご意見、ご希望も出てまいりまして、現在我々のこの席というのは5年たって法律制度を見直すと、そういうことだと思うんですね。今はG委員がおっしゃったように、受け皿として適当な組織がないというか、あるいは機能していないという問題も含めて我々は提起しないといけないかなと思うんですが、いろんな個別のテーマが出てきておりまして、たくさん出てきて、ほぼ大体出尽くしてきたのか、現状ではですね。将来を見通すともっとありますけれども、現状ではですね。それを大きく分けると、法律改正、これはPFI法そのものですが、及びそれにつながって基本方針を改定するという分類に該当するものがあるだろう。2番目は他の法律あるいは政省令、規則、この部分の改正をお願いして、その範囲で直していただく。大きなものはそれぞれ大きな法律になっちゃいますから難しいかもしれませんが、法律をよく読んでみると必ずしも不可能ではないのかなと。ただし、規則レベルの段階で見るとちょっと抵触してしまうというか、今までなかったために互いに整合して何かするという体制ができていない。そういうものについてだれがやるかという、考えてみますとこの推進委員会が希望してお願いをするしか、とりあえずのところはないのかなと。そういう意味で第2の分類の項目があるのではないかと。3番目として、推進委員会自身が対応すべきものがあるのではないかと。これは前に私が積み残しの案件ということで申し上げましたけれども、やはりガイドラインにしる、さまざまな事項の整備にしる、国、地方自治体、あるいは公共法人、こちらで

取り組みやすいように整理してやるべきことが結構あるのではないかと。4番目に、あまり言われてないことかと思えますけれども、イギリスなんかの金融市場と日本の金融市場の違いで言えば、イギリスのPFIの金融市場では日本の4大メガバンクなんかはかなり活躍しているんですね。ところが日本では必ずしもそうでもない。資金を出している点ではビッグプレイヤーになっていますけれども、いろんな案件に対して積極的にものを構築していくというような格好で金融市場はまだ機能していない。非常に日本が国際的レベルから遅れているという先ほどA専門委員のご指摘もありましたけれども、これはある意味でしようがないところで、まだPFIのマーケットが未成熟だという段階だからかもしれませんが、そこを発展させるのに制度だけをつくったってしようがないので、中身はやっぱり市場がついてこなければできない、これは両々相まってようやく大きくなっていく部分だろうと思います。そういうことでありますから、市場の成熟のためにやっぱりこの推進委員会として提言をしていく。もちろん民間のさまざまな機関がご要望を出したり提言をされるのはもちろんでございますが、推進委員会としても金融証券市場に対してさまざまな提言をしていくような項目と、これは4番目のジャンルだと思いますが、こういうふうに分けられるのだろうと思います。

これは私の考え方ですが、それに伴ってちょっとA専門委員に3つほど追加して質問させていただきたいんですが、第1番目にPFIに関するさまざまな情報、資料等の蓄積あるいは公表と、データベース機能ですね、この辺についてイギリスではいろんな資料が出てきますし、いろんな資料も取り寄せられておられるようでございますけれども、実際にイギリスに行って当たられて、そういう機能がどこにどのように機能しているかという点について、例えば日本で言えば事業権、契約ですとか協定書、あるいはDAですね、直接協定、あるいはバリュー・フォー・マネーとか、そういうものがどこに行ったら与えられてそれが公表されてとか、そういうところの日本との違いをまず第1点お聞きしたい。

2番目に、Competitive Dialogueについてでございますが、かねてから多段階選抜ということは言われているのでございますが、これもよく聞いてみますといろいろございまして、優先交渉権を得るとかなり自由に勝手に交渉して中身が変わっちゃうところまで考えているような人もいますみたいであります。ちょっとそれは違うのかなと、先ほど話があったと思いますが、この辺でCompetitive Dialogueと日本で一般に言われている多段階選抜との違いというのは認識されていると思いますので、その点についてお伺いしたい。

3番目に、今いろんな案件の中で非常に異常事態というのが起きているのではないかと。どういふことかといいますと、もうつい1カ月前ぐらいに施設が実はPFIの施設ができてしまうにもかかわらず、融資契約がまだ結ばれていない。こういう事態があるかに聞いております。それはなぜかという、DAが詰め切れていないために融資契約が実行できない。例えばそういうような事態があって、これはいろんな契約の標準化だとか何か遅れているために交渉が非常に時間がかかっているとか、そういうこともあるわけですが、さらに直接金融のことなんか念頭に入れて考えますと、日本ではその間のマネージメントがうまくいっていないのではないかと。つまり事業そのものを推進する、あるいは先々将来いろんなトラブルが発生することが予想されるわけですが、その辺のところをだれがどのように解決していくんだということがまだよく見えていないということもあるんじゃないかと。そうするとPFIの本当にプロをそろえたところがずっと見ていくとか、そういったサービス会社的なものがあるのかどうか。あるいはそういう機能はどこが果たしているのか。日本でいきますと、部分的には金融機関、これは間接金融でございますが銀行がDAに基づいてモニタリングからその辺の破綻時の回避でございますとか、やるのでございますが、はたとそれを直接金融に置き換えた場合に一体だれがやるのだろうかという、だれもいないんですね。そういうことも含めてイギリスのマーケットではどういふ機能をだれが果たすのか、そのプレイヤーについてお聞きしたい。3点だけお聞きしたいわけです。

A 専門委員 だんだん難しくなってきました、対応できないんですが、最初にどこに情報が蓄積あるかというのはですね、これは要するに一言で言えばウェブです。ウェブにあります。もちろん各省庁持っていますけれども、とにかく全部公表しているんですね。したがってウェブにあります。ただ、難しいのはウェブのどこで探せるかというものの技術が難しいんです。例えば我々がHTMLに行って「これは何だと」「ウェブ」を見ると。ウェブを見るといったってどうやるんだと。それで彼らに教えてもらうのは全部アドレスを覚えてもらうんですね。これは何だと。今年行ったやつアドレスを全部一応開いてみたら4,000ページにのぼりました。それはだから我々質問したことに対するウェブ、だからどこに蓄積があるんだと聞くと要するにウェブだと言うんですね。例えばHTMLにあるか、お前のところにあるだろう、いやいやもちろんあるけれども、とにかくウェブと。ですから全部情報をウェブの中に入れて、それをいかに見るかというノウハウが一番大事です。

それで、要するに彼らは基本的に民間との問題がない限りは税金を1ポンドでも使っているものは公表するという考え方ですから、契約書もいろんなものもとにかく全部公表してウェブにある。私も英語がよくわかりませんので、とにかく行って挙げられたやつを見て、わっと出てきまして、それから出てきたやつをもう一遍ごちょごちょするとまた出てくるものですから、この見方が一つの大変な技術ですから、今H委員からおっしゃっている要するにどこに蓄積があるかということ、一言で言えばウェブにあるというふうに答えていいんじゃないかと思います。

それから、実際のこの選定プロセスはいろいろありますが、少し日本で誤解されている面があると思うんですね。例えばプリファード・ビッドというものが優先交渉権者みたいなそういう形で、何か交渉する順番を決めるというような、そういうふうに誤解されている面がありますが、これは恐らく何かの誤解があるかもしれません。もし、交渉する順番を決めて、それから基本的なことを交渉するという話になると、これはもうEUとの関係でもたないですね。ですから、先ほど申しましたように基本的には3つの原則がある。その中の3つ目でしたけど、審査の過程で基本的なことを決めるというのが大原則ですね。もちろんその後で、最後にこれは恐らく日本に適用したらどうなるかと思うんですが、いわゆるBAFというのがあるわけですね、ベスト・アンド・ファイナルオファーというのがある。最後にこう来て、値段とそれからちょっと懸案になっている質的な要素について最後の一声という形でやるわけですね。ベスト・アンド・ファイナルオファーで最後にばっと、民間の方も私たちここまでやりますよという形でやりますから、前はそれをもう一声と言って、ベスト・アンド・ファイナル・ファイナルオファーなんてやっていたんですけど、あんまり品がないというので今は大体1回ぐらいでやっているわけです。ただ、そのときに2つコメントしたいんですが、1つはイギリスのいわゆるCompetitive Dialogue、多段階と言っておりますが、そのときの最初の概要審査で一応そのショートリストをつくるわけですが、それは例えば日本で概要審査で10ページぐらいでやっているケースを見たことがあるんですが、これは現実問題私もちょっと関係したところで不可能ですね。10ページでやるというのは、実際に彼らが概要審査をやっているところで見せてもらったんですが、価格も入って大体100ページぐらいの概要審査を出しております。ただ、実際にファイナンスのスキームというのは基本的に入れていない。スキームは入っていますが、銀行との関係でつけていない。実際に最後のプリファードウィナーになったときに一応条件は全部固まって、そこで基本的な契約書を調整する。その中で一つ抜けているのがファイ

ナンスの現実下の金利とかの交渉がありますね。そこでやったときにもう一遍再調整があるとすると、そこで調整していきましょうという考え方ですから、このCompetitive Dialogueといってもあくまでも申し上げましたように、あくまでもPFIというのは公共調達だと。しかもEUとの交渉がきちっとしているのに、あまり日本で言われているような恣意的なといいますか、そういう形ではなくて。というのはなぜかといいますと、結局イギリスの場合何かやるとすぐフランスが文句言うてくるんですね。ですから、先ほど地方経済の問題とありますね。あれもイギリスではこうやっているといいますが、あれも何かあるとすぐフランスがEUに言いつけるということがありますから、アメリカではちょっと緩いんですけれども、イギリスはそういう点でいくと非常にやっぱりEUという枠の中で一つの共通市場になっていますから、そこについてはかなりやっぱり神経を使って、なおかつ弾力的にCompetitive Dialogueと。

それから、最後のこれは、ちょっと私の能力を超えるんですが、少なくとも最後の実際に日本でいくとSPCの契約とDAがかなりずれたりしていてちょっと難しい面がありますが、やはりあくまでPFIというのはファイナンスがイニシアチブをとるという形がありますから、そういう点でいくと基本的には若干ずれるかもしれませんが、そこは一体となっているのが一応の原則であります。DAについてはむしろファイナンスの玄人でありますHさんの方がお詳しいと思いますが、ただ本当にDAというのはどういう意味があるかというのはちょっとまた別問題ですね。少なくともイギリスでは、これは実際に彼らに法律を弁護士とかに聞きますと、ステップインライトというのは今までイギリスに1件もないし、現実問題として我々はあまりそこは不可能とは思っていませんよと。そうするとステップインライトがなくてDAとはどういう意味があるんですかということを知ると、まあいろいろと契約しますよというようなことを言っていて、そこから先は英語の問題もあってちょっと難しいんですが、むしろH委員の方がお詳しいかと。すいません、ちょっとパーフェクトではなくて。

山内部会長 そのほかにいかがでございます。G委員。

G委員 先ほどの私の発言の追加になるんですけど、実際公共側をアドバイスしていますと、ノウハウの欠如の問題と制度がゆがんでいる問題があるんです。Hさんが異常事態として称された、プロジェクトが完成する直前になっても銀行との契約が結べていない云々、これはちょっと直接答えられないんですけども、プロジェクトがうまく回らない理由の大きいところ、Bさんをご存じですけども、要は経験を積んでない。性能発注し

たときに当然金額は超過するはずなんです。したがって、それは性能発注の経験がないからであって、これは制度の問題というよりもノウハウの問題でしょうね。その部分が非常にたくさんあるわけです。A先生がおっしゃったダイアログをやろうとすると、日本の場合には自治法でやったとしても入札公告の前に相当やるわけです。入札公告の前に今の指名競争入札がありますから、それをまねするような形で組み立てていけば相当程度のところまでできるんです。ですから、それがC先生のおっしゃった裏口入学はだめよというところに引っかかってくる部分で、ノウハウのやり方でどこまでカバーできるかという問題と、ここを超えるとやっぱりこれは法改正だよと、そこまで上げていかないときっと議論が相当拡散するはずなんです。その機能を推進委員会が持てるのであれば、ここまでのレベルであれば要はノウハウを少し分けることによって現実的に問題解決できます。しかしこれを超えるとアウトですというところがあって、その見極めが一番私は重要だと思っているんです。そこさえこの推進委員会でできればいいというのが私の考えで、そのために相当大きな道具仕掛けの仕掛けが要って、ものすごく多量の情報をウェブ上公表されているんですけども、なかなかそれが掛け合っていないので、どこへ行ってもいつも同じような問題点の指摘があって、それに対して解決策が提示されていない。そのところの仕組みをつくりたいというのが私の一番大きな関心です。

山内部会長 さらにそういう意味では情報の共有とか、そのルーフを払うかとか、そういうことですか。

G委員 そうですね。これが現実的かどうかわかりませんが、Bさんの資料の中にJAPICもいつまでもやっていられないよと書いてあるかと思うんですけども、それはアウトソーシングして問題点を常にウォッチするのも構わないし、コンサルタントを使って例えば自治体に対してから情報を集めてもいいと思うんです。それを一定程度整理してノウハウのトランスファーで解決できる問題なのか、もうちょっと本質的な問題なのか、その議論をできれば推進委員会としては大いにお役に立てると考えております。

B専門委員 今のG先生のお話に触発されて申し上げますと、JAPICのことについて触れたのは、まず1つは若手のメンバーを各会社から何人か出してやっていて、やられた方々はぜひこれを続けたいと言っておられます。それだけ問題意識を詳細に理解して、まだこんなのもあったのか、あるいはこうだ、というギロンを非常にやっておられまして、それだけに私としては、もちろんそういう方たちの次に続けていただければ一番いいんですが、なかなか普通の企業で人をそういうところに割くのも難しいということで、まさに



おっしゃったようにお金をかけて、国の予算等でいるんな調査等もされているようですが、私の認識した範囲では推進委員会レベルでこういうことを調べようということを外注されて報告があったというケースはあまりないと思うんですね。ですから、やはりそういう予算の使い方を是非していただきたいし、例えばワーキングなどもそうだけれども、ここでディスカッションして、委員がいろいろ出すというよりも、そういったアドバイザーが何かたたき台をつくったものをさらにもんでいくとか、そういったようなことも含めてこの委員会のレベルで、お金をかけた調査が必要だなというのをつくづく感じたと思っております。

それから、今多段階審査の話がございましたけれども、我々やはり思っていますのは、優先交渉権者か次点者かということの認識はともかくとして、いずれにしてもテーブルに座ってそこで交渉が仮にあったとして、その交渉の中でもって双方納得がいかなければ次の人に行きますよと、これが大前提だと思いますが、逆にその交渉のテーブルに座ってしまえばもうこちらのものよと、確かにそういう発想があるということをおっしゃる方もおります。これは逆に言うと双方に言えることで、イギリス等で逆に言われていたのは、行政の方からいろいろな要求が出てきてしまって、非常に困っているということです。日本でもそういうケースも逆にあるでしょうし、もちろん座ってしまえばこちらのものだということでテーブルにしがみついて離れない民間事業者もいるのかもしれませんが、その辺は逆に行政側もだれかテーブルに座らせてしまったら逃げられちゃ困るんだと何か思い込んでしまうところもあると思うんです。日本の仕組みの中では一度、仮にせよ、何らかの格好で一番ですよと、あなたを呼んだときにそれが出て行って2番に行くということは、実例はあるようだけれども、かなり大変なことということもあるかもしれませんが、やはりその辺のプロセスが公開されればそういうこともあり得るんだというふうになれば、これは優先交渉権者と呼ぶか、ワン・オブ・ツー、スリーということで一応同じレベルで交渉のテーブルに座っているかどうかは別にして、そのところはきちっとお互いに自由度が持てれば十分いけるのだろうと思っています。

それから、G先生もおっしゃったように、事前の段階でのかなりいろいろなクラフィケーションをやって相当程度まで行けると。それはまさにそのとおりですが、やはり私はそこで非常に限界があるというのは、事前の段階で、契約の内容についてなどいろいろなやりとりがございしますが、これは要するに最大公約数の議論しか基本的にはできない。つまり自分の提案内容とか細かいいろいろなノウハウに絡んでこうしてほしいということ

は公表する席では少なくとも言えないわけですから、やはりあるところまで絞り込んで、せいぜい2か最大3ぐらいだとは思いますが、個別にそこをきちんと打ち合わせをしながらやっていくというプロセス、その後を入札と呼ぶのかその手前を入札と呼ぶのかわかりませんが、やはり絞り込んだ後でそれをやっていくというのが非常に大事だろうと強く感じております。

結局その中で、先ほど性能発注の問題もご指摘ありましたけれども、我々も難しいながらそういった性能発注、あるいはそれに近い要求を見ながらいろいろな提案をつくるわけですが、これも個別に、これをどう理解してこうしましたよ、だから幾らなんですよという説明をしないと分からないところがたくさんあると思います。、逆にそういうところでお聞きいただいた上で評価をして最終的に2番、1、2、3に入るのか入らないのか、あるいは最後に行くまでなのか、やはりそれがないとものすごく手間暇かけて解釈しているところが間違っているかもしれない、いやこれは違うんですよ、じゃ違ったらこうなりますねというようなこともあってしかるべきだとつくづく感じております。

山内部会長 ありがとうございます。I 専門委員、何かございますか。

I 専門委員 多段階方式、Competitive Dialogueで選ぶということですが、私どもが英国で高速道路などインフラをPFIでやったときに、A先生がおっしゃっておられました通りで、審査される側もレベルアップということで、いわゆるコマーシャルなリスク、あるいは、特に運営型の事業リスクをとるものについてはかなり専門的な審査をされておられました。具体的には、民間側が幾つか提案していく中で、公共側も、交通量がどのくらいあるのかについても相当いろいろなケースを考えて、Competitive Dialogueを進めていたというような経験があります。恐らく、今後箱物から運営型の事業に広がっていくときに、日本も審査される側の負担がものすごく大変になるのではないかなという印象は持っております。英国では、技術的な、建物をこうつくるか、デザインがどうだとか、そういう問題だけではなくて、事業としてどのくらいの利用客が期待できるのか、といった難しい分析も含めて審査しておられたように記憶しております。

それからファイナンスについて申し上げますと、H先生がおっしゃったとおり、今は銀行、特にメガバンクが、想定される様々なリスクを取りながら対応しているのですが、いずれ直接金融の方に出ていくことも考えておかなければなりません。私どもが伺っている範囲ですと、英国ではかなりの案件がボンド、すなわち、証券市場からの調達になっていまして、保険会社さんみたいに長期の資金を持っている機関投資家を中心に、プラ

イベントプレースメントというような形でプロフェッショナルがファイナンスをつけているようです。一般的には、ボンドの保証機関を使いながら、投資家を集めておられるのかなと思います。ボンドの保証機関が具体的にどういう形でプロジェクトの長期にわたるリスクを管理しているのか、詳細は存じ上げませんが、プロジェクトファイナンスを行う銀行が中心となって、事業の関係者や投資家をガラス張りにしてリスク管理をしておかないと、事業にいろいろと問題が起きた場合に対処し切れなくなると思います。箱物の簡単な割賦型で返済されるような事業は、まず問題ないと思うのですけれども、運営型のようにリスクも取るようなPFI事業の場合は、過去のプロジェクトファイナンス事例を見ますと結構大変で、年中、「ここの契約内容が実態に合わないので変えて欲しい。」といった、いろいろな問題がでてきます。

A 専門委員 実際には経験しておられた方を前にして釈迦に説法で済みませんが、たしかにPFI、Private Finance Initiativeという名前というのはすごいなという、ちょっと日本はそれでいくとその辺のプライベート・ファイナンス・イニシアチブの名前にちょっと違うのかなという感じがするぐらいで、例えば最近では民間資金よりも自治体の起債の方が金利が安いものだから、少なくとも施設整備については、これはもう自治体の方で払っちゃうから、あと民間の方は運営だけファイナンスしろというようなところもあったりしているわけですね。それでやはりいろいろ議論があったんですが、今例えばこれは恐らく日本ではできないと思うんですが、今最近で非常に金融機関の競争が激しくなっていて、エクイティ・ファイナンスが入ってきちゃっているわけですね。まず応札段階からエクイティ・ファイナンスが入ってきている。彼らは実際にそこに出資をするわけで、SPCに出資をして、できたところで株を処分していなくなっちゃう、利益を得る。だんだん競争が激しくなると、だんだんその前の段階になるということで、それから実際にファイナンスをやって、特にイギリスの場合は本当に工事ができるかどうかと、日本と違って大分違いますので、できた段階で必ずリファイナンスという話が出てくるわけですね。これは少なくとも施設整備型、施設整備を伴うプロジェクトの70%がリファイナンスをやっているということですから、先ほど申し上げましたようにリファイナンス・コードの話が出てくるわけだし、ちょっとやっぱり実際にイギリスにおられたとすると、もうちょっと比較する話が無理だと思われると思うんですね。日本の場合に本当にどうするか。今のそのファイナンス、ある程度の一つのスキームができていますけれども、これは何か日本のPFIのファイナンスの仕組みがこのくらいですというのは、ちょっと本当にそれでいい

のかなというのがちょっとベースとしてありますね。済みません、ちょっとプロに向かって。

山内部会長 ありがとうございます。

議論が尽きないところなんですけれども、予定の時間がそろそろ迫っておりまして、意見交換につきましてはこの辺で終了させていただこうと思います。

それでは、今後のスケジュールについて事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 次回、第5回の総合部会についてでございますけれども、地方公共団体アンケート調査、国民意見募集、関係省庁に対する調査の結果報告を行いたいと考えております。また委員、専門委員の皆様のご意向を踏まえまして、第6回総合部会におきまして、関係省庁ヒアリングを行いたいと考えております。このため、ヒアリング対象とヒアリング事項のご指示をいただければと思います。日程については後日ご連絡申し上げます。

山内部会長 それでは、どちらの省からどのような課題について話を伺うかということにつきまして、委員の皆様からご提案を募らせていただきますが、いかがでございましょうか、何かございますでしょうか。

もしよろしいようでしたら、既にこの件につきましては長い間議論を続けておりまして、本日も議論いただきまして、あるいは前回、前々回でも地方自治体や民間の中で寄せられた問題点、課題について今後検討を深めるということになっておりますので、それぞれの課題の制度所管省の見解を伺うということで、財務省、総務省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省など対しまして、まず1つ目は入札・会計制度の問題、それから2つ目といたしまして公共施設等の管理等に関する制度、先ほども出ました指定管理者制度等を含めてこれを伺うということ、それから3つ目といたしましては、国庫補助金等のイコールフットィングの問題、それから4つ目は合築事業等に関わる国公有財産管理の問題についてヒアリングをしたらどうかということを私の方から提案させていただきます。詳細はまた私の方に一任させていただきますけれども、恐らく今日出た問題の多くのものは今のヒアリングに含まれていると感じております。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本日の会合につきましてはこれで閉会とさせていただこうと思います。どうも長時間ありがとうございました。